**平成２１年（フ）第１４８６０号**
東京都杉並区松ノ木２丁目34―３
債務者　小笠原幸枝
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４８６２号**
群馬県みどり市笠懸町阿左美300
債務者　佐藤　裕也
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４８６３号**
群馬県みどり市笠懸町阿左美300
債務者　佐藤　夕子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４８６４号**
東京都東久留米市下里４丁目１―16―102今井方
債務者　山口　　正
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４８６５号**
神奈川県藤沢市遠藤1480宮治方
債務者　柴田　俊之
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１４８７２号**
東京都江東区北砂１丁目３―19―1311
債務者　河本　味亨
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第４２８号**
愛知県岡崎市井田町字４丁目80番地藤荘７
債務者　丹羽　勝彦
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第７２２号**
東京都新宿区中落合１―２―22ライオンズマンション109、住民票上の住所東京都八王子市上柚木1060番地７
債務者　小山　清仁
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第７６９号**
東京都目黒区大岡山２丁目５番18号
債務者　秋田　洋一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第８０５号**
東京都西東京市北原町１丁目30番４号サンハイツ101号
債務者　伊林　拓真
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第８６５号**
東京都日野市日野台５丁目３番地の１メゾン・ド・ノア日野台132
債務者　木下　信子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第４０号**
島根県益田市中吉田町965番地16
債務者　神田　真弓
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

**平成２１年（フ）第４３号**
島根県益田市高津５丁目34番２―222号
債務者　岩田　理沙
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

**平成２１年（フ）第３６７号**
青森県上北郡東北町字㭎沢５番地39
債務者　遠藤　和明
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４７８０号**
東京都東大和市中央２丁目1101―20―102
債務者　鹿田　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部